

学 校 法 人

鎮 西 学 院 寄 附 行 為

昭和 26 年 3 月 10 日 長崎県知事設立認可
昭和 30 年 4 月 23 日 長崎県知事一部変更認可
昭和 41 年 1 月 25 日 文部省一部変更認可
昭和 42 年 2 月 7 日 文部省一部変更認可
昭和 48 年 1 月 26 日 文部省一部変更認可
昭和 54 年 11 月 5 日 文部省一部変更認可
昭和 59 年 7 月 28 日 文部省一部変更認可
昭和 63 年 7 月 19 日 文部省一部変更認可
平成 12 年 2 月 3 日 文部省一部変更認可
平成 13 年 12 月 20 日 文部科学省一部変更認可
平成 15 年 5 月 30 日 文部科学省一部変更認可
平成 16 年 3 月 2 日 文部科学省一部変更認可
平成 16 年 7 月 23 日 文部科学省一部変更届出
平成 17 年 8 月 23 日 文部科学省一部変更認可
平成 19 年 9 月 3 日 文部科学省一部変更認可
平成 21 年 7 月 29 日 文部科学省一部変更認可
平成 21 年 11 月 5 日 文部科学省一部変更届出
平成 22 年 5 月 10 日 文部科学省一部変更届出
平成 23 年 6 月 9 日 文部科学省一部変更届出
平成 25 年 4 月 9 日 文部科学省一部変更届出
平成 26 年 3 月 6 日 文部科学省一部変更認可
平成 30 年 3 月 30 日 文部科学省一部変更認可
平成 30 年 8 月 23 日 文部科学省一部変更認可
平成 30 年 9 月 25 日 文部科学省一部変更認可
令和 2 年 3 月 13 日 文部科学省一部変更認可
令和 3 年 7 月 5 日 文部科学省一部変更届出
令和 3 年 7 月 9 日 文部科学省一部変更届出
令和 3 年 7 月 14 日 文部科学省一部変更認可

学校法人鎮西学院寄附行為

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人鎮西学院と称する。

(事業所)

第二条 この法人は、事務所を長崎県諫早市西栄田町 1212 番地 1 に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、キリスト教の信仰に基づき、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法の定めるところにより、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 鎮西学院大学 現代社会学部
社会福祉学科 ・ 外国語学科 ・ 経済政策学科
- 二 鎮西学院高等学校(全日制課程) 普通科 ・ 商業科

三 鎮西学院幼稚園

2 この法人は、前条の目的を達成するため、運営基盤の強化を図るとともに、設置する学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努める。

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 16名
- 二 監事 2名

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。
理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第六条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 鎮西学院長 1名
 - 二 鎮西学院副学院長 1名
 - 三 鎮西学院大学長 1名
 - 四 鎮西学院高等学校長 1名
 - 五 鎮西学院幼稚園長 1名
 - 六 鎮西学院事務局長 1名
 - 七 評議員のうちから選任される理事の定員は4名とする。
 - 八 前各号の規定により選任された理事以外の理事6名は学識経験あるキリスト教信者2名及び学識経験者3名並びに日本キリスト教団教役者1名を理事会において決議の上、選任する。
- 2 前項第一号から第六号までに規定する職を兼務する場合は、兼務される職の理事の定数を減ずるものとする。
- 3 評議員のうちから選任される理事は次の種別及び定数に従い評議員の互選で定める。
- 一 鎮西学院校友会会員で年齢25歳以上の者 2名
 - 二 鎮西学院大学及び鎮西学院高等学校のキリスト教信者である教職員から各1名(計2名)
- 4 第一項第一号から第七号までの理事は、その職又は、評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 第十六条第五項により、副学院長を置かない期間は、本条第一項第二号の選任条項による理事が不在となるため、第五条第一項第一号に定めている理事の定員を1名減じる。
- 6 各理事は、その理事及び配偶者又は三親等内親族(その他特殊の関係がある者を含む。)である場合の合計数が理事総数の3分の1以下でなければならない。
- 7 学校教育法第9条の各号のいずれかに該当する者もしくは心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定める者は、理事になることができない。

(監事の選任)

第七条 監事は、この法人の理事、職員(教員その他職員を含む。以下同じ。)評議員又は役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 学校教育法第9条の各号のいずれかに該当する者及び心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定める者は、監事になることができない。

(役員任期)

第八条 役員(第六条第一項第一号から第六号までの理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長)にあつてはその職務を含む)を行う。

(役員補充)

第九条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 三 職務上の義務に著しく違反したとき
 - 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき
- 2 役員は次の事由によって退任する
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡
 - 四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員報酬)

第十一条 役員報酬については、役員報酬規程に則り支給する。

(理事長の職務)

第十二条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第十三条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 理事長以外の理事に、理事長その他学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、この法人は当該理事がした行為について、善意の第三者には対抗することができない。

(理事長職務の代理等)

第十四条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 民事保全法(平成元年法律第91号)第56条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、この法人の常務に属しない行為をするには裁判所の許可を得なければならない。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第十五条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために、学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - 二 理事が自己又は第三者のために、学校法人と取引をしようとするとき。
 - 三 学校法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(学院長)

第十六条 この法人に学院長1名を置く。

- 2 学院長は、理事会において選任し、理事長が任命する。
- 3 学院長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学院長は、理事会の委任を受けて、学院の教学に関する業務を掌理し、この法人の設置する教育機関を統括する。
- 5 理事会が必要と認める場合、副学院長を置くことができる。
- 6 副学院長は理事会において選任し、理事長が任命する。
- 7 副学院長の任期は、学院長の在任期間とする。
- 8 副学院長は職務上の理事及び評議員となる。

(監事の職務)

第十七条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務状況について、毎会計年度、監査

- 報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 4 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 5 監事はその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。
- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供)の請求

(理事会)

第十八条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名

で理事会を招集することができる。

- 9 第十七条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって決める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十三項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事及び議決に加わるることができない。

(業務の決定の委任)

第十九条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第二十条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第二十一条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、次に掲げる33名の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付

議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任(又は理事長をもって充てる)する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議事に加わることができない。

(議事録)

第二十二条 第二十条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十三条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四 役員に対する報酬等(報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下に同じ。)の支給の基準
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附行為の変更
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九 寄附金品の募集に関する事項
- 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十四条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十五条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|--|------------------------|
| 一 鎮西学院長 | 1名 |
| 二 鎮西学院副学院長 | 1名 |
| 三 鎮西学院大学長 | 1名 |
| 四 鎮西学院高等学校長 | 1名 |
| 五 鎮西学院幼稚園長 | 1名 |
| 六 鎮西学院大学学部長 | 1名 |
| 七 鎮西学院高等学校教頭 | 1名 |
| 八 宗教主事 | 2名 (大学1名、高等学校1名) |
| 九 鎮西学院事務局長 | 1名 |
| 十 この法人の経営する学校の教員のうちから推薦された者で理事会において選任した者 | 6名 |
| 十一 この法人の事務を担当する学校事務職員のうちから推薦された者で理事会において選任した者 | 2名 |
| 十二 鎮西学院校友会員で年齢 25 歳以上の者のうちから鎮西学院校友会の推薦を受けて理事会において選任した者 | 4名 |
| 十三 日本キリスト教団教役者のうちから日本キリスト教団の推薦を受けて理事会において選任した者 | 1名 |
| 十四 この法人の設置する学校に在籍する学生生徒の保護者のうちから理事会において選任した者 | 4名(大学1名、高等学校2名及び幼稚園1名) |
| 十五 学識経験のあるキリスト教信者のうちから理事会において選任した者 | 3名 |
| 十六 学識経験者のうちから理事会において選任した者 | 3名 |
- 2 前項第一号から第九号までに規定する職を兼務する場合は、兼務される職の評議員の定数を減ずるものとする。
- 3 前項第一号から第十一号まで及び第十四号に規定する評議員は、その職又は保護者の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 4 第十六条第五項により、副学院長を置かない期間は、本条第一項第二号の選任条項による評議員が不在となるため、第二十一条第二項に定めている評議員の定員を1名減じる。

(評議員の規制)

第二十六条 第六条第五項及び第十二条の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第二十七条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十八条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期満了
- 二 辞任
- 三 死亡

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十九条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第三十条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資産とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第三十一条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第三十二条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長又は理事長が指名する理事が保管する。

(経費の支弁)

第三十三条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十四条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第三十五条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十六条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告並びに剰余金等の処分)

第三十七条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 [学校会計の]決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第三十八条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算

書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為を各事務所に5年間備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第三十九条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたときの寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したときの当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき、これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき、当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第四十条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第四十一条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第四十二条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第四十三条 この法人が解散した場合、(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第四十四条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十五条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第八章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第四十六条 この法人は、第三十八条第一項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかななければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十七条 この法人の公告は、鎮西学院大学並びに鎮西学院高等学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十八条 この寄附行為の施行についての細則、その他、この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(役員为学校法人に対する損害賠償責任)

第四十九条 役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第十五条第一項(競業及び利益相反取引)の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額をもって前項の損害の額と推定する。

3 理事が第十五条第一項第二号又は第三号の取引を行い、それによって学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

一 第十五条第一項の理事

二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認決議に賛成した理事

(役員の損害賠償責任の評議員会による免除)

第五十条 前条第一項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、役員は当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、評議員会においてその議事の議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員が、その在籍中に学校法人から職務遂行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当りの額に相当する額(教職員の理事においては「給与並びに退職金規程」に基づき支給される報酬)として、文部科学省で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに定める数を乗じて得た額

イ、理事長 6

ロ、理事長以外の理事であって、次に掲げる者 4

① 寄附行為の定めるところにより、理事を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定された者

② 当該学校法人の業務を執行した理事

③ 当該学校法人の職員

ハ、理事(イ及びロに掲げるものを除く)、監事 2

3 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

- 4 理事が当該損害賠償責任の免除に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 5 第二項の決議があった場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の文部科学省で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(役員損害賠償責任の理事会による免除)

第五十一条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の遂行の状況その他の事情を勘案して、特に必要と認めるときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができるものとする。

- 2 前項の規定による寄附行為の定めに基づいて、役員を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第三項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には、一定期間内に当該異議を述べる旨を、評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は1箇月を下回ることができない。

(責任限定契約)

第五十三条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うことにつき、善意で重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

- 2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が、この学校法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は将来に向かってその効力を失う。

(役員第三者に対する損害賠償責任)

第五十三条 役員が、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて、注意を怠らなかつたことを証明したときはこの限りではない。

一 理事

イ、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ、虚偽の登記

ハ、虚偽の公告

二 監事

監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員の子連帯責任)

第五十四条 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの連帯債務者となる。

附 則

この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(長崎ウエスレヤン大学現代社会学部福祉コミュニティ学科の存続に関する経過措置)

第四条第一号の規定に関わらず、現代社会学部福祉コミュニティ学科は、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(第四条経済政策学科開設)

附 則

この寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(第四条外国語学科 学科名変更)

(長崎ウエスレヤン大学現代社会学部国際交流学科の存続に関する経過措置)

第四条第一号の規定に関わらず、現代社会学部国際交流学科は、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第二条法人所在地)

附 則

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(第四条地域づくり学科の削除)

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成 26 年 3 月 6 日)を受け、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。〈第五条、第六条、第十六条、第二十一条、第二十五条を一部改正〉

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成 30 年 3 月 30 日)を受け、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。〈第十二条、第三十九条を一部改正〉

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成 30 年 8 月 23 日)の日から施行する。〈第六条、第十六条を一部改正〉

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成 30 年 9 月 25 日)の日から施行する。〈第六条、第二十五条を一部改正〉

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(令和 2 年 3 月 13 日)を受け、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(令和 3 年 7 月 14 日)の日から施行する。